

標準ペナルティーに関するガイドライン

帆走指示書（S I）1. 6の既定に基づき、レース委員会は下記に記載のとおり標準ペナルティー【S P】を適用する。

S I	内 容	ペナルティー
S I 4.2	D旗掲揚前の出艇違反	1 点
S I 17.4(1)	出艇申告（直後の1レースに課す）	3 点
S I 17.4(2)	帰着申告（直前の1レースに課す）	3 点
S I 17.4(3)	海上リタイアした艇はレース委員会船またはプロテスト委員会船へその旨連絡	1 点
S I 17.4(3)	海上リタイア連絡不可による陸上本部報告	1 点
S I 17.4(3)	海上リタイア艇のリタイア報告(オープンチャットによる)	1 点
S I 17.4(4)	再出艇申告（直後の1レースに課す）	3 点

※RRS64.1に定められてる通り、ペナルティーはその違反に時間的に最も近く帆走（成立）したレースに課せられる。

（違反したレースがキャンセルされてもペナルティーはキャンセルされません。）

※違反の内容によっては、レース委員会は抗議することがあります。

※得点は、DSQの得点より悪くはない。

2020年 11月 26日

01:00

レース委員長 佐藤 綾那